

全 建 労 発 第 16 号
平成 24 年 5 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

女性労働基準規則の一部を改正する省令の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省労働基準局長より別添の通り、女性労働基準規則の一部を改正する省令が公布され、平成 24 年 10 月 1 日から施行される旨の通知がありましたので、貴協会傘下会員に対して周知頂きますようお願い申し上げます。

以 上